

## ○高岡市町並み保存・都市景観形成に関する条例（抄）

平成21年3月24日  
条例第17号

（現状変更行為の許可等）

第30条 保存地区内において、次の各号のいずれかに該当する行為を行おうとする者は、規則及び教育委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、市長及び教育委員会の許可を受けなければならない。

- (1) 建築物等の新築、増築、改築、移転又は除却
  - (2) 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
  - (3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更
  - (4) 木竹の伐採
  - (5) 土石類の採取
  - (6) 水面の埋立て又は干拓
- 2 前項の規定は、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則及び教育委員会規則で定めるものについては適用しない。
- 3 市長及び教育委員会は、第1項の許可をする場合には、保存地区の保存のために必要な限度において条件を付することができる。

（伝統的建造物群保存地区に係る助成等）

第40条 市長は、伝統的建造物群保存地区内における建築物等及び環境物件の修理、修景、復旧その他町並みの保存に必要と認める行為を行おうとする所有者等に対し、技術的支援を行い、又は予算の範囲内においてその経費の一部を助成することができる。

## ○高岡市町並み保存・都市景観形成事業補助金交付要綱（抄）

令和元年12月1日

第3条 市長は、条例第39条から第41条まで及び第43条に規定する助成措置として補助金を交付するものとする。